

第 3 2 1 食 品 安 全 委 員 会 議 事 概 要

■ 第 3 2 1 回 食 品 安 全 委 員 会 会 合

日時：平成 2 2 年 2 月 2 5 日（木） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 5

場所：食品安全委員会 大会議室

傍聴者数：9 名

（1）食品安全基本法第 2 4 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○ 農薬 3 品目

1) トルフェンピラド

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、キャベツ、もも等に使用し、はくさい、いちご等への適用拡大申請がされています。

2) ベンチアバリカルブイソプロピル

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺菌剤で、きゅうり、ぶどう等に使用し、すいかへの適用拡大申請がされています。

3) 2, 4-D

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 除草剤で、水稲、さとうきび等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

○ 遺伝子組換え食品等 2 品目

1) チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON 8 9 0 3 4 系統とトウモロコシ 1 5 0 7 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK 6 0 3 系統を掛け合わせた品種

- ・厚生労働省から説明。
- ・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

* 安全性評価が終了しているトウモロコシ 3 品種を交配によって掛け合わせた品種です。

2) THR-N o. 1 株を利用して生産された L-トレオニン

- ・厚生労働省から説明。
- ・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

* 栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

（2）企画専門調査会における審議結果について

1) 平成 2 2 年度食品安全委員会運営計画（案）について

- ・担当委員である長尾委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた案について、意見募集の手続に入ることとなった。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

1) 「TCMTB」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 「イソキサフルトール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

・「グルホシネートの一日摂取許容量(ADI)を0.0091mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*除草剤で、光学異性体のラセミ体(L体及びD体)のグルホシネートが既に農薬登録されており、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、L体を選択的に含むグルホシネートPとして、かんきつ、なす、トマト等への新規農薬登録申請がされています。

2) 農薬「スピネトラム」に係る食品健康影響評価について

・「スピネトラムのADIを0.024mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*殺虫剤で、稲、レタス、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

3) 自ら評価「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー)」について

・「オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8カ国から我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。